

狭山保健所地域災害保健医療調整会議設置要綱

(令和2年5月11日狭山保健所長決裁)

(令和5年1月20日改正)

(目的)

第1条 狭山保健所管内（以下「管内」という。）における災害時医療体制を検討するため、狭山保健所地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 大規模災害時に二次保健医療圏に設置する地域災害保健医療対策会議の設置場所や運営に関する事。
- (2) 地域災害医療コーディネーターが活動するために必要な体制や発災直後の情報収集体制の検討・整備に関する事。
- (3) その他災害時の保健医療活動の体制に関する事。

(構成)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域災害医療コーディネーター
- (2) 管内の地区医師会の長が指名する者
- (3) 管内の災害拠点病院、災害時連携病院（狭山保健所長が認める病院を含む）の長が指名する者
- (4) 管内の地域周産期母子医療センターの長が指名する者
- (5) 管内の消防本部の長が指名する者
- (6) 管内の市において保健及び危機管理を担当する職員
- (7) 狭山保健所長
- (8) その他必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(会議)

第5条 調整会議の開催は、狭山保健所長が通知する。

- 2 調整会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長は狭山保健所長とし、副議長は議長が指名する者とする。
- 4 議長は会務を総理する。
- 5 狭山保健所長は、必要に応じ、調整会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、狭山保健所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか調整会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和2年5月11日から施行する。

附 則（令和5年1月20日改正）

1 この要領は、令和5年1月20日から施行する。

2 委員の当初の任期は、第4条の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。